

平成26年度

独立行政法人宇宙航空研究開発機構

契約監視委員会 活動のまとめ

平成27年6月

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

契約監視委員会

目次

| | |
|---|---|
| 1. はじめに..... | 2 |
| 2. 平成26年度当委員会としての取り組み..... | 2 |
| 3. 点検及び見直しの概要..... | 2 |
| (1) 随意契約等見直し計画の実施状況について | |
| (2) 26年度に実施した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検結果 について | |
| ① 随意契約 | 2 |
| ② 一者応札・応募 | 2 |
| ③ 2 か年連続一者応札・応募 | 3 |
| (3) 政府からの要請事項への JAXA の対応状況に関する当委員会としての意見 | 3 |
| 4. 平成27年度の当委員会における審議の進め方について | 4 |

別紙1: 契約監視委員会構成員

別紙2: 審議の経過

別紙3: 議事要旨

1. はじめに

宇宙航空研究開発機構契約監視委員会(以下、「当委員会」という)は、閣議決定(「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」平成21年11月17日)に基づき、宇宙航空研究開発機構(以下、「JAXA」という)における契約の点検及び見直しを行い、JAXA理事長に意見を提出することを任務として、JAXAに設置された委員会である。

当委員会は、平成21年12月10日に設置され、JAXAの契約制度及び個別の契約案件について、点検及び見直しを行っている。

本資料は、平成26年度に当委員会が行った点検及び見直しの概要をまとめたものである。

2. 平成26年度当委員会としての取り組み

平成26年度においては、当委員会を4回開催し、引き続きJAXAの契約状況の適正性の確認及び事後評価を行った。

3. 点検及び見直しの概要

(1) 随意契約等見直し計画の実施状況について

平成26年度の随意契約割合の実績について点検を行った。当委員会の提言を踏まえた集計の結果、平成26年度はロケット打上げサービスを除く随意契約の比率は金額比で22.7%であり、見直し計画上の目標値(37.3%)を下回っており、やむを得ない比率であると判断する。

(2) 平成26年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検結果について

① 随意契約

平成26年度に締結した競争性のない随意契約について、全対象案件の中から、契約額の高い契約を中心に当委員会として対象を選定し、その契約内容の妥当性等について、点検を行った。

点検した結果、問題となるような契約はなかった。

② 一者応札・一者応募

一者応札・一者応募についても全対象案件の中から、契約額の高い契約を中心に当委員会として対象を選定し、その契約手続き、仕様書等の適正性を評価したが、問題となる契約はなかった。

③2か年度連続一者応札・一者応募

2か年度連続して一者応札・一者応募となった案件についても全対象案件の中から、契約額の高い契約並びに一般的な機器や作業の調達契約を中心に当委員会として対象を選定し、その契約手続き、仕様書等の適正性を評価したが、問題となる契約はなかった。

(3) 政府からの要請事項へのJAXAの対応状況に関する当委員会としての意見

「『独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて』における改善状況のフォローアップについて(平成24年9月文科省大臣官房長通知)」に基づき、平成25年度に引き続き、2か年度連続して一者応札・一者応募となった案件について、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を作成させてその取組状況を点検した。当委員会としては、JAXAにおける取組状況は妥当であると評価する。

また、当委員会の指摘に基づき、契約部において昨年度策定された一者応札に関する改善方策について、進捗状況の報告を受け、着実に実行されていることを確認した。

更に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」において、調達に関する運用改善が求められたことを踏まえ、総務省から「独立行政法人の随意契約に係る事務について(平成26年10月1日行政管理局)」が通知され、特殊で専門的な機器の調達であり相手方が特定される場合など随意契約によることができる具体的なケースが明示されるとともに、各法人においては、これを参考として、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務をはじめ各法人の事務・事業の特性を踏まえ、適切に判断の上、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実現することとされた。これを受け、契約部より、機構の特性に応じた「随意契約によることができる場合」の改正案の報告があり、その妥当性について点検を行った。

点検の結果、新項目で表現が明確になっていないものが見受けられた。後日、委員の意見を踏まえた改正案が示され、メールによる確認を行い了承した。

また、上記閣議決定における運用改善の一環として、総務省は「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する」と示されたが、平成 26 年度末時点において当該新たなルールが示されていなかったため、契約部より、平成 22 年度 4 月に策定した「随意契約等見直し計画」の暫定的な改正案が示され、その妥当性について点検を行った。

なお、その後新たなルールとして「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)」が発出されており、各法人が公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進できるよう、各法人に対し自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みが整備されたため、JAXA は平成 27 年 7 月末までに調達等合理化計画を策定し、自律的に PDCA サイクルを回すこととなる。当委員会は総務大臣決定に基づき、当該計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、JAXA が定める基準に従い、個々の契約案件の事後点検を行っていく予定である。

4. 平成27年度の当委員会における審議の進め方について

平成 27 年 7 月末までに策定する調達等合理化計画の点検を行う。また、調達等合理化計画を踏まえて JAXA が定める基準に従い、個々の契約案件の事後点検を行うとともに、年度終了後の自己評価結果について点検を行う。

なお、審議の方法については、今後も、JAXA の契約制度や個別案件の審査の手続きのチェック及び調達等合理化計画の進捗状況の確認を主眼として、4 半期に一回程度開催するとともに、引き続き契約の点検等を行う方法が適切かつ効果的であると考えている。

以上

契約監視委員会 構成員

(委員長) 大木 一夫 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 顧問

大久保 涼 長島・大野・常松法律事務所 弁護士

堀田 佳文 千葉大学法政経学部法政経学科 准教授

長沢 誠 長沢会計事務所 公認会計士

城野 宜臣 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 監事

高橋 光政 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 監事

審議の経過

| | 開催日 | 主な議題 |
|-----|-------------|--|
| 第1回 | 平成26年9月12日 | <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約等見直し計画の実施状況 ・一者応札改善に向けた方策の進捗状況 ・調達方式変更案件について ・関係法人の定義の見直しについて ・平成26年度第1四半期に新規に締結した契約の点検 ・随意契約基準見直し対応状況(中間報告) |
| 第2回 | 平成26年12月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回契約監視委員会のフォローアップ ・調達手続きに関するアンケート結果 ・随意契約等見直し計画の実施状況のフォローアップ ・平成26年度第2四半期に新規に締結した契約の点検 ・随意契約基準の見直し案の検討状況(見直し案の報告と点検) |
| 第3回 | 平成27年3月6日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回契約監視委員会のフォローアップ ・随意契約等見直し計画の実施状況のフォローアップ ・平成26年度第3四半期に新規に締結した契約の点検 ・随意契約基準の見直し案の検討状況(見直し案の点検結果報告) ・随意契約等見直し計画への対応状況 |
| 第4回 | 平成27年6月5日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回契約監視委員会のフォローアップ ・随意契約等見直し計画の実施状況のフォローアップ ・平成26年度第4四半期に新規に締結した契約の点検 ・調達等合理化計画の策定方針について |

平成26年度第1回契約監視委員会議事要旨

1. 日時:平成26年9月12日(金) 10:00~12:00
2. 場所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者 大木委員長、大久保委員、堀田委員、長沢委員、城野委員、高橋委員
4. 審議概要
 - (1)随意契約等見直し計画の実施状況について
 - ・平成26年度第1四半期における随意契約等見直し計画に実施状況について随意契約及び一者応札の比率について契約部より報告し了承された。
 - (2)一者応札改善に向けた方策の進捗状況について
 - ・契約部より、一者応札の改善方策の進捗状況について報告し了承された。
 - (3)調達方式変更案件について
 - ・契約部より、3回連続して一者応札となった競争入札案件の調達方式の変更について報告し了承された。
 - (4)関係法人の定義の見直しについて
 - ・契約部より、委員会における審議対象関係法人に関し、定義の見直しについて報告し了承された。
 - (5)平成26年度第1四半期に新規に締結した契約について
 - ・平成26年度第1四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募案件並びに2カ年度連続して一者応札・応募となった案件について、契約金額が大きいもの及び一般的な機器や作業の調達である案件について選定し、契約の妥当性等の点検が行われたが、特に問題となる契約はなかった。
なお、競争参加条件における参加格付等級の拡大範囲と格付等級設定の決定方法を検討し、業者の格付等級の算定方法と併せて、次回の契約監視委員会に報告することとされた。
 - (6)随意契約基準見直し対応状況について(中間報告)
 - ・契約部より、現在対応中の随意契約基準の見直しについて報告し了承された。

以上

平成26年度第2回契約監視委員会議事要旨

1. 日時:平成26年12月15日(月)15:00~17:30

2. 場所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室

3. 出席者

大木委員長、大久保委員、長沢委員、城野委員、高橋委員、
(堀田委員は欠席)

4. 審議概要

(1)平成26年度第1回契約監視委員会のフォローアップ

- ・第1回契約監視委員会議事要旨(案)について事務局より報告し、了承された。
- ・第1回契約監視委員会でのアクション・アイテムについて契約部より報告し、了承された。

(2)調達手続きに関するアンケート結果

- ・アンケート結果について契約部より報告し、了承された。

(3)随意契約等見直し計画の実施状況について

- ・平成26年度第2四半期における随意契約等見直し計画の実施状況について、随意契約および一者応札の比率について契約部より報告し、了承された。また、第1四半期報告分に集計誤謬があったため訂正報告し、了承された。

(4)随意契約等の実施状況のフォローアップ

- ・平成26年度第2四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募案件並びに2か年度連続して一者応札・応募となった案件について、契約金額が大きいもの及び一般的な機器や作業の調達である案件について選定し、契約の妥当性等の点検が行われたが特に問題となる契約はなかった。

なお、26年度入札を行った事務支援契約4件のうち一者応札となった3件について、仕様書を受領しながら入札に参加しなかった理由をヒアリングし報告することとされ、また、解析支援契約について請負契約となっているが、法規等に照らして問題がないかどうか確認の上報告することとなった。

(5)随意契約基準の見直し案について

- ・随意契約基準の見直し案について、契約部より報告があった。
新項目で表現が明確になっていないものが見受けられるので、決定に際しては、再度、委員の意見の確認を経たうえで行うこととされた。

以上

平成26年度第3回契約監視委員会議事要旨

1. 日時:平成27年3月6日(金)10:00~12:00
2. 場所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者
大久保委員長代理、堀田委員、長沢委員、城野委員、高橋委員、
(大木委員長は欠席)
4. 審議概要
大木委員長が都合により欠席のため、互選の結果、大久保委員が委員長代理として本委員会を開催することとされた。
 - (1)平成26年度第2回契約監視委員会のフォローアップ
 - ・第2回契約監視委員会議事要旨(案)について事務局より報告し、了承された。
 - ・第2回契約監視委員会でのアクション・アイテムについて契約部より報告し、了承された。
 - ・第2回契約監視委員会で随意契約基準の見直し案を示し、点検の結果、新項目で表現が明確になっていないものが見受けられたが、当該委員会後に委員の意見を踏まえて再度改正案を示し、委員へのメールによる点検の結果、問題となるものはなく了承された旨の報告があった。
 - (2)随意契約等見直し計画の実施状況について
 - ・平成26年度第3四半期における随意契約等見直し計画の実施状況について、随意契約および一者応札の比率について契約部より報告し、了承された。
 - (3)随意契約等の実施状況のフォローアップ
 - ・平成26年度第3四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募案件並びに2カ年度連続して一者応札・応募となった案件について、契約金額が大きいもの及び一般的な機器や作業の調達である案件について選定し、契約の妥当性等の点検が行われたが特に問題となる契約はなかった。
 - (4)随意契約見直し計画への対応について
 - ・随意契約見直し計画への対応について、契約部より報告があった。

平成 25 年 12 月の閣議決定を踏まえれば、平成 22 年 4 月に制定された現在の随意契約等見直し計画に記載された、競争性のない随意契約の見直し計画値の達成を求めることは妥当ではないため、総務省より見直し計画に関する新たなルールが示されるまでの間は契約部から提案された 27 年度の随意契約等見直し計画に則って契約を進めることに問題がないことを確認した。なお、新たなルールが示された段階で、それに対応した見直し案を本委員会に報告し、再度点検を受けることとなった。

以上

平成26年度第4回契約監視委員会議事要旨(案)

1. 日 時:平成27年6月5日(金)14:00~16:00
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者:
大木委員長、大久保委員、堀田委員、長沢委員、城野委員、高橋委員
4. 審議概要
 - (1)平成26年第3回契約監視委員会のフォローアップ
 - ・第3回契約監視委員会議事要旨(案)について事務局より報告し、了承された。
 - (2)随意契約等見直し計画の実施状況について
 - ・平成26年度第4四半期における随意契約等見直し計画の実施状況について、随意契約及び一者応札・応募の比率について契約部より報告し、了承された。
 - (3)随意契約等の実施状況のフォローアップ
 - ・平成26年第4四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募案件並びに2カ年連続して一者応札・応募となった案件について、契約額が大きいもの及び一般的な機器や作業の調達である案件について選定し、契約の妥当性等の点検が行われたが、特に問題となる契約はなかった。
なお、2カ年連続して一者応札・応募となった調達案件のうち一件について、次回調達時には「実質的に同じ仕様の案件で複数回連続で一者のみが応札又は応募した場合が続いている」事由での随意契約、或いは、参加者確認公募への移行可否を検討することとされた。
また、別の2カ年連続して一者応札・応募となった調達案件について、一般的な作業の調達であることから、これまで以上に入札参加業者を増やす取組を行うよう意見があった。
 - (4)調達等合理化計画の策定方針について
 - ・総務省が定めた「独立行政法人における調達等合理化計画の取組みの推進について」及び、これに基づく調達等合理化計画の策定要領について契約部より報告された。
また、7月末までに計画の策定・公表を求められていることから、計画の策定方針及び進め方について討議され、今後、契約監視委員会での点検を受けて作業

を実施することが確認された。

以上